

# 川上村特定環境保全公共下水道事業経営戦略

計画期間： 2018年度 ～ 2027年度  
(平成30年度) (平成39年度)

平成30年3月

長野県川上村

# 目 次

1. 事業概要.....	1
(1) 事業の現況.....	1
(2) 民間活力の活用等.....	2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 .....	2
2. 将来の事業環境.....	9
(1) 処理区域内人口の予測 .....	9
(2) 汚水処理需要の予測 .....	10
(3) 使用料収入の見通し.....	10
(4) 施設の見通し .....	11
(5) 組織の見通し .....	13
3. 経営の基本方針.....	13
(1) 基本方針 .....	13
(2) 効率化・経営健全化のための取り組み方針 .....	13
4. 投資・財政計画（収支計画） .....	14
(1) 投資・財政計画（収支計画） .....	14
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明 .....	14
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 .....	16
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	17
投資・財政計画（収支計画） .....	18
経営比較分析表.....	19
用語解説.....	20

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 12 年度 (供用開始後 17 年)	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	30.30 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1 処理区		
処理場数	1 処理場 (川上浄化センター)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	実績はありません。		

#### ② 使用料

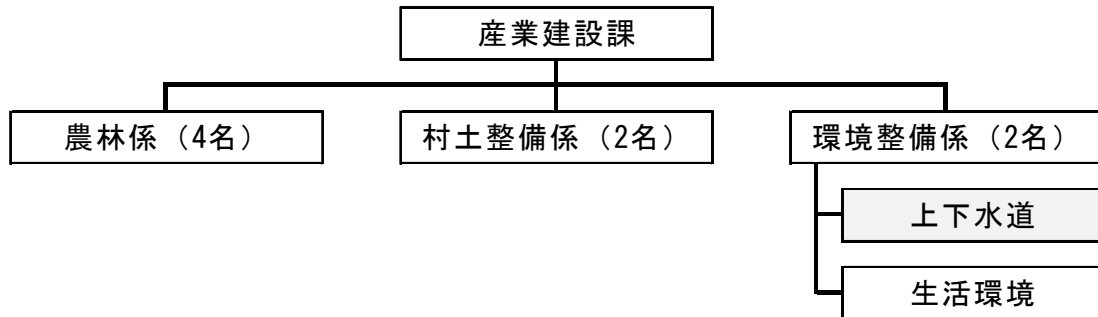
一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金と従量料金の組み合わせによる料金体系を採用しています。基本料金は月額 1,500 円、従量料金は 130 円/m <sup>3</sup> です。		
業務用使用料体系の概要・考え方	業務用使用料体系は採用していません。		
その他の使用料体系の概要・考え方	その他の料金体系はありません。		
条例上の使用料※ 1 (20 m <sup>3</sup> あたり)	平成 26 年度 4,428 円	実質的な使用料※ 2 (20 m <sup>3</sup> あたり)	平成 26 年度 3,874 円
	平成 27 年度 4,428 円		平成 27 年度 3,932 円
	平成 28 年度 4,428 円		平成 28 年度 3,934 円

※ 1 一般家庭における 20 m<sup>3</sup>あたりの使用料をいいます。

※ 2 使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m<sup>3</sup>を乗じたものをいいます。

### ③ 組織

特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び簡易水道等事業は、産業建設課環境整備係が所管しています。



### ④ 職員数

環境整備係の職員は2名で、1名は上下水道業務を、1名は生活環境業務を主に担当し、互いに業務を兼務しています。

## (2) 民間活力の活用等

### ① 民間活用の状況

ア 民間委託（包括的民間委託を含む）

終末処理場の運転管理、マンホールポンプの維持管理を民間に委託しています。

イ 指定管理者制度

実績はありません。

ウ PPP・PFI

実績はありません。

### ② 資産活用の状況

ア エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

実績はありません。

イ 土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

実績はありません。なお、未利用地や施設はありません。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は別紙参照

### ① 収益的収支比率について

川上村特定環境保全公共下水道事業の収益的収支比率は次頁のとおりです（図-1）。

単年度収支が赤字を示す100%未満で推移していましたが、平成28年度では100%を上回り黒字化しました。

しかし、収益の大半が一般会計繰入金となっており、一般会計からの繰入金がなかったとすると収益的収支比率は20%以下となってしまいます。使用料収入だけでは下水道事業の運営に必要な費用を賄えず、一般会計からの繰入金に大きく依存している状況といえます。

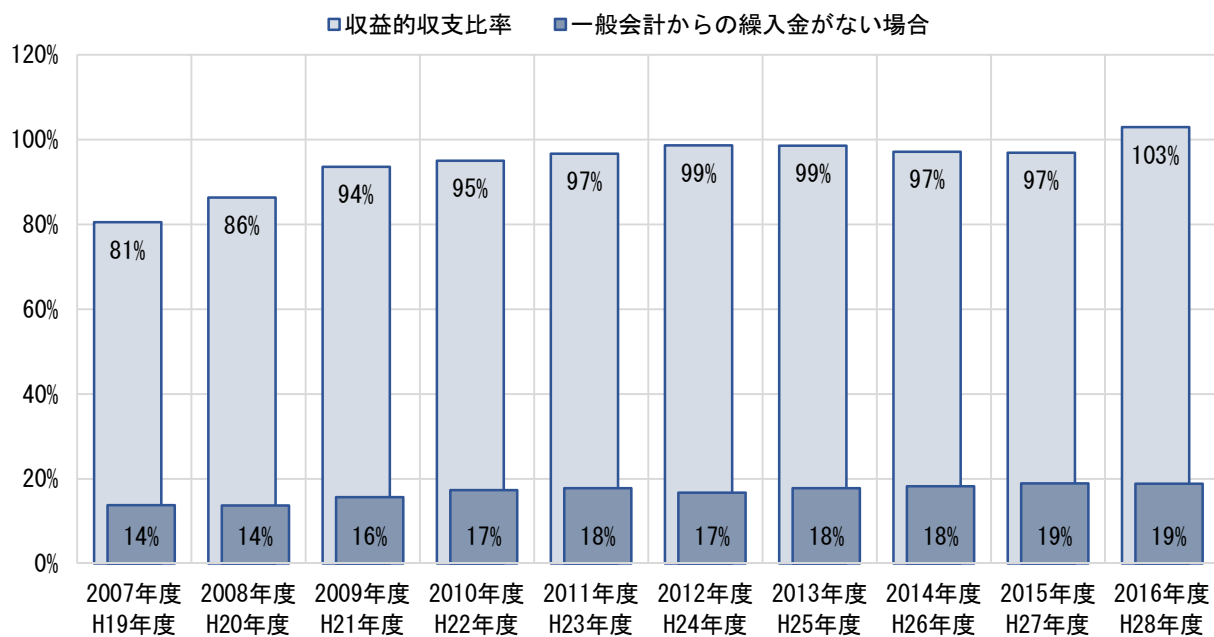


図-1 収益的収支比率

② 地方債残高対事業規模比率について

川上村特定環境保全公共下水道事業の地方債残高対事業規模比率は以下のとおりです（図-2）。平成 28 年度では、3621%（36.2 倍）となっています。これは、仮に使用料等の営業収益をすべて地方債の償還に充てたととしても完済までには約 37 年を要することを意味します。地方債の残高は平成 28 年度末で約 926 百万円です。

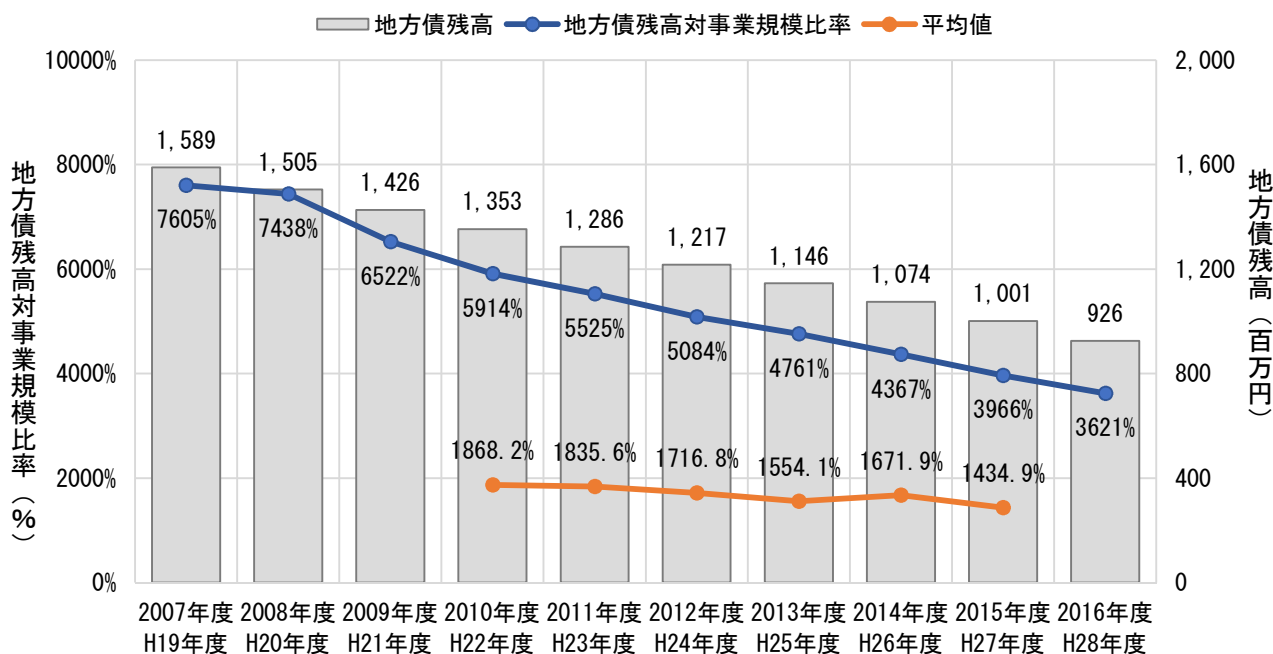


図-2 地方債残高対事業規模比率

※ 平均値は、全国の類似規模団体の数値です。経営戦略時点では平成 27 年度分までが公表されているため、比較の対象は平成 27 年度以前の数値となります（以下同じ）。

### ③ 経費回収率について

川上村特定環境保全公共下水道事業の汚水処理原価の経費回収率は以下のとおりです（図-3）。

平均値は上回っていますが、近年 60% 台で推移しており、使用料収入で汚水処理費用を賄っていないということになります。

平成 28 年度の経費回収率は 64% です。仮に汚水処理費用を使用料収入だけで賄おうとすると、現在の料金水準の約 1.5 倍程度が必要ということになります。

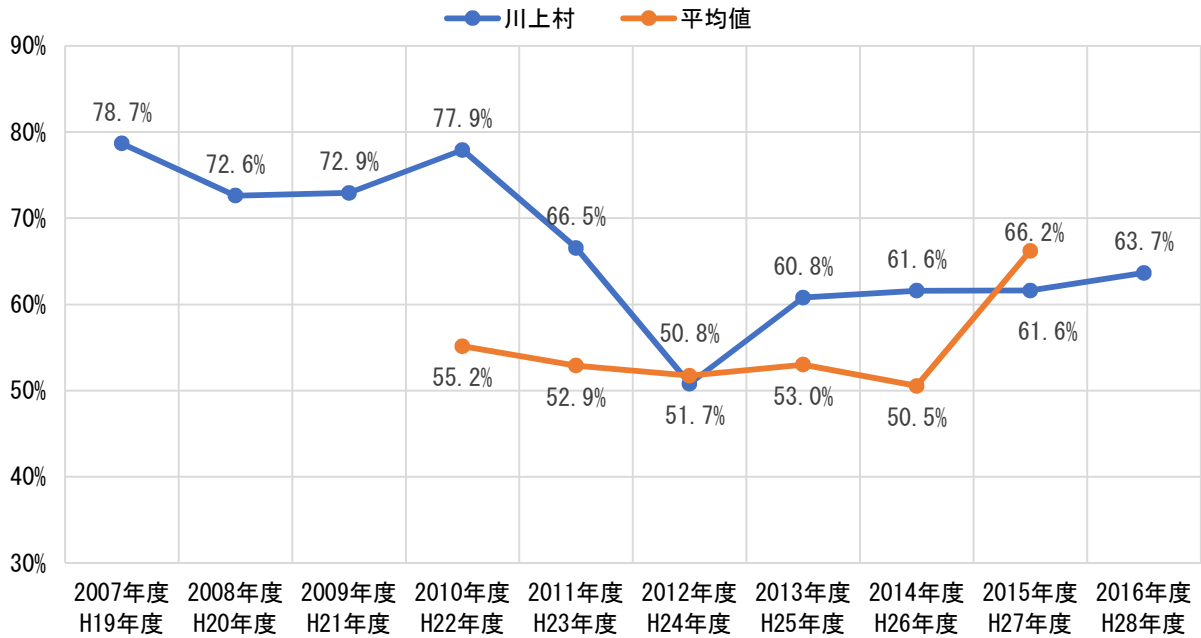


図-3 経費回収率

#### ④ 汚水処理原価について

川上村特定環境保全公共下水道事業の汚水 1 m<sup>3</sup>あたりの処理原価は以下のとおりです（図-4（1））。類似規模団体の平均値より高い水準で推移しています。

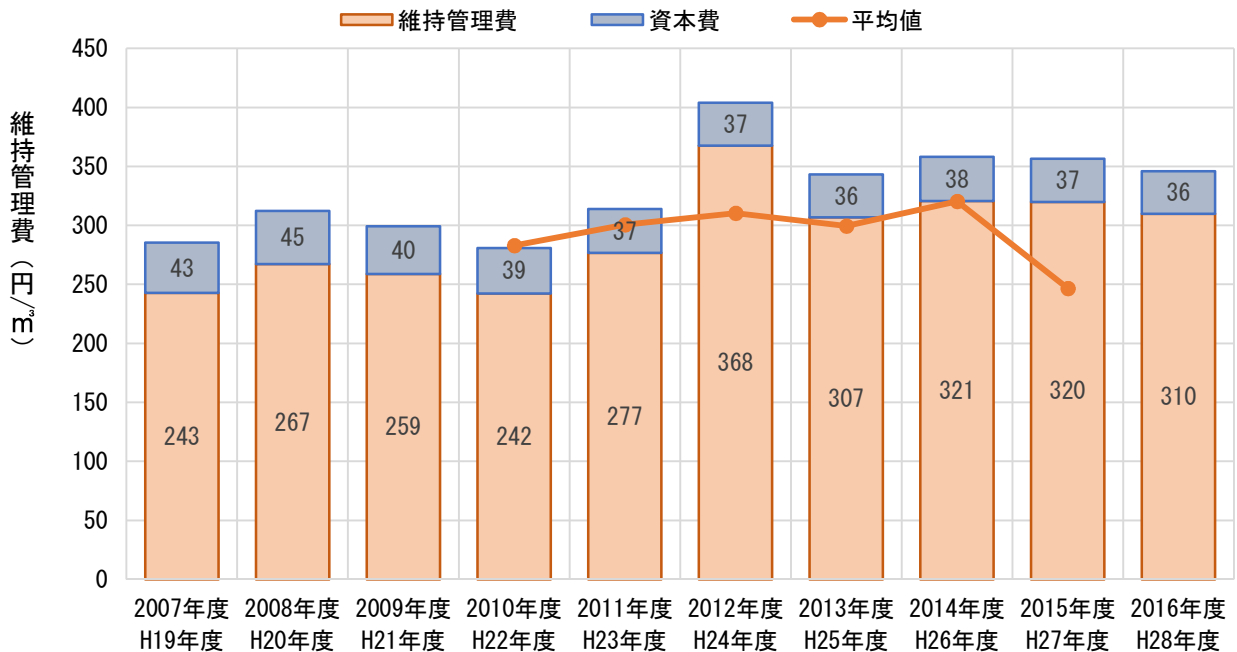


図-4（1） 汚水処理原価

資本費については、使用料収入をもって充てることが適当でない経費や地域的条件等により能率的な経営を行ってもなお使用料収入等のみをもって賄うことが困難であると認められる経費については、一般会計が負担することが認められています。

図-4（1）の資本費は一般会計が負担した部分を除いた額であり、実際に支出した額による 1 m<sup>3</sup>あたりの資本費は図-4（2）の通りです。青色の部分図-4（1）の資本費に相当し、資本費のうちかなりの部分を一般会計が負担していることがわかります。

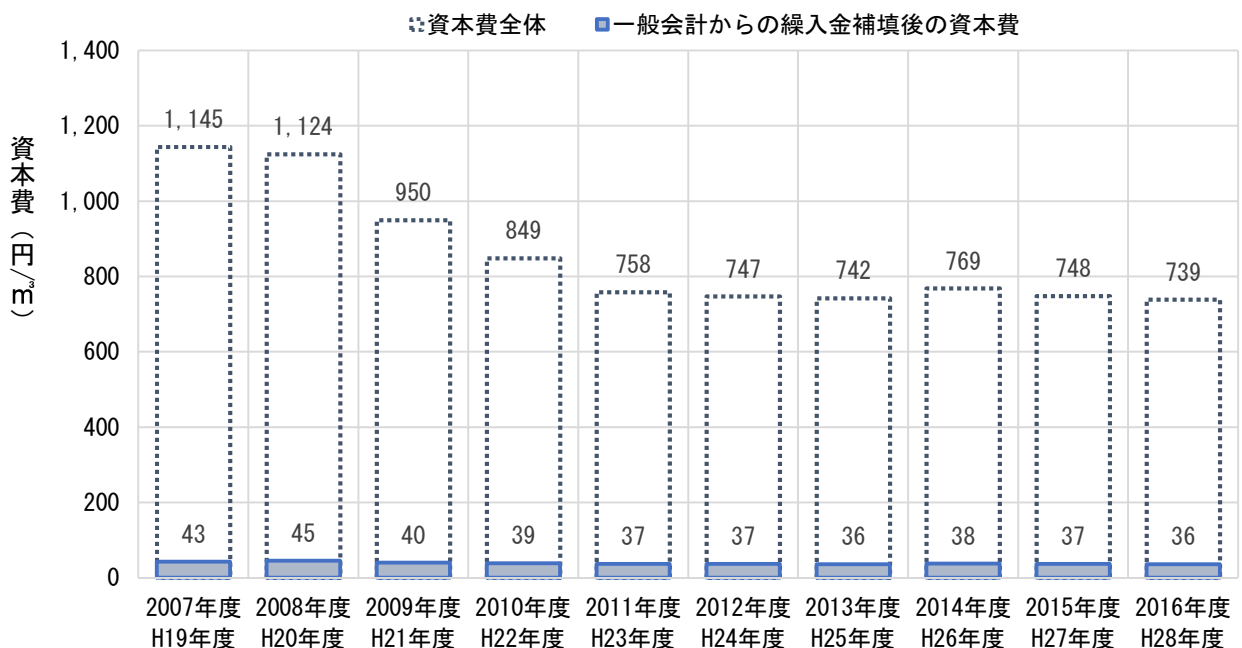


図-4（2） 資本費

平成 28 年度の汚水処理原価の原価と財源の構成は、以下のとおりです（図-5）。使用料収入で賄われているのは全体の 53%で、残りは一般会計からの繰入金を充当しています。

しかし、汚水処理原価が一般会計からの繰入金によって賄われていることは本来あるべき状況とは言えません。使用料収入をもって経営を行うことを基本原則として、住民生活に不可欠なインフラを維持し、必要なサービスを将来にわたって提供していくためには、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収し、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があります。

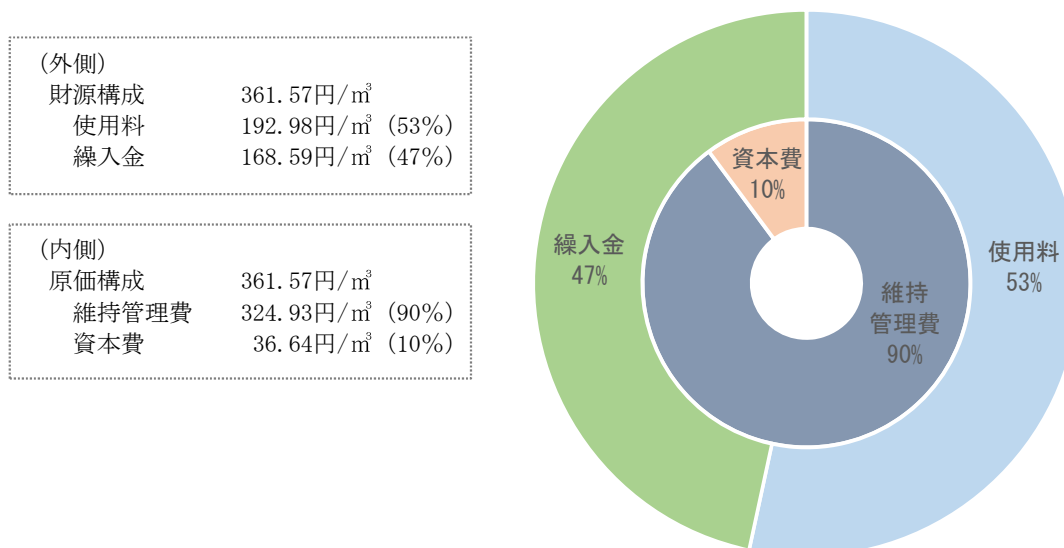


図-5 汚水 1 m<sup>3</sup>の処理に要する原価及び財源構成

(参考) 下水道使用料

川上村特定環境保全公共下水道事業の汚水 1 m<sup>3</sup>あたりの使用料及び使用料収入総額は、以下のとおりです（図-6）。使用料だけでは汚水処理原価のうち維持管理費も回収できていない状況です。

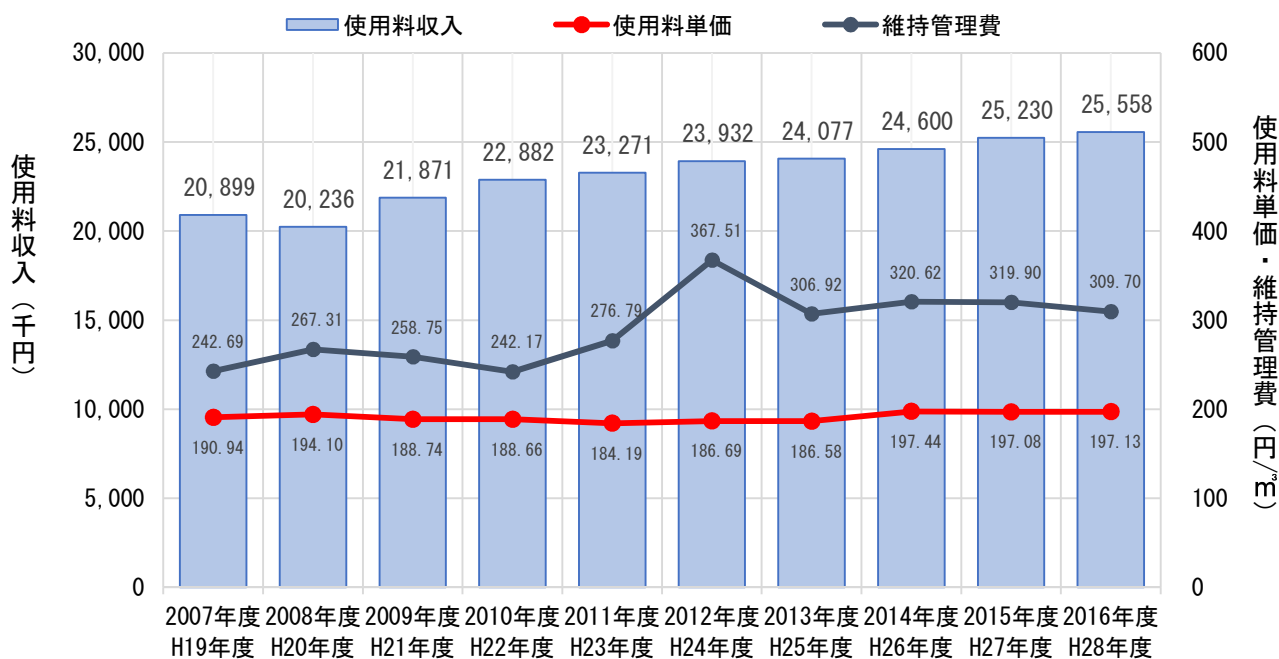


図-6 下水道使用料単価



### ⑤ 施設利用率について

川上村特定環境保全公共下水道事業の施設利用率は以下のとおりです(図-7)。また、図-8は、処理能力と最大処理量を示したものです。

施設利用率は一般的には高い数値が望ましいですが、季節によって処理量に大きな変動がありますので最大処理量を考慮した施設規模となっている必要があります。

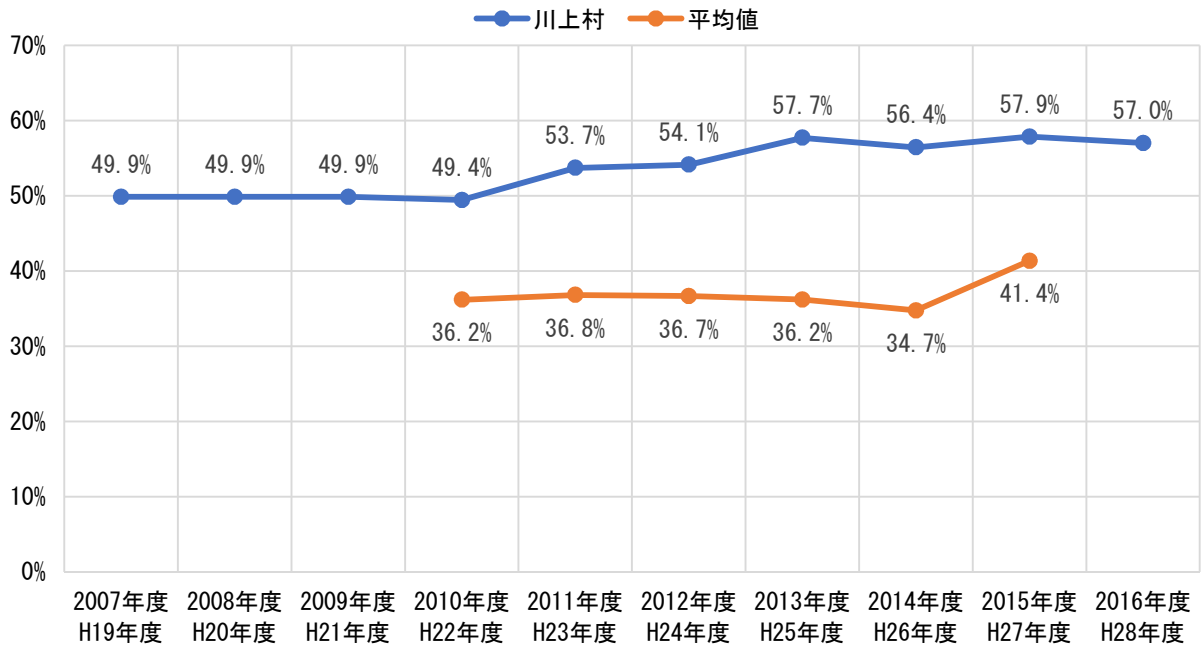


図-7 施設利用率

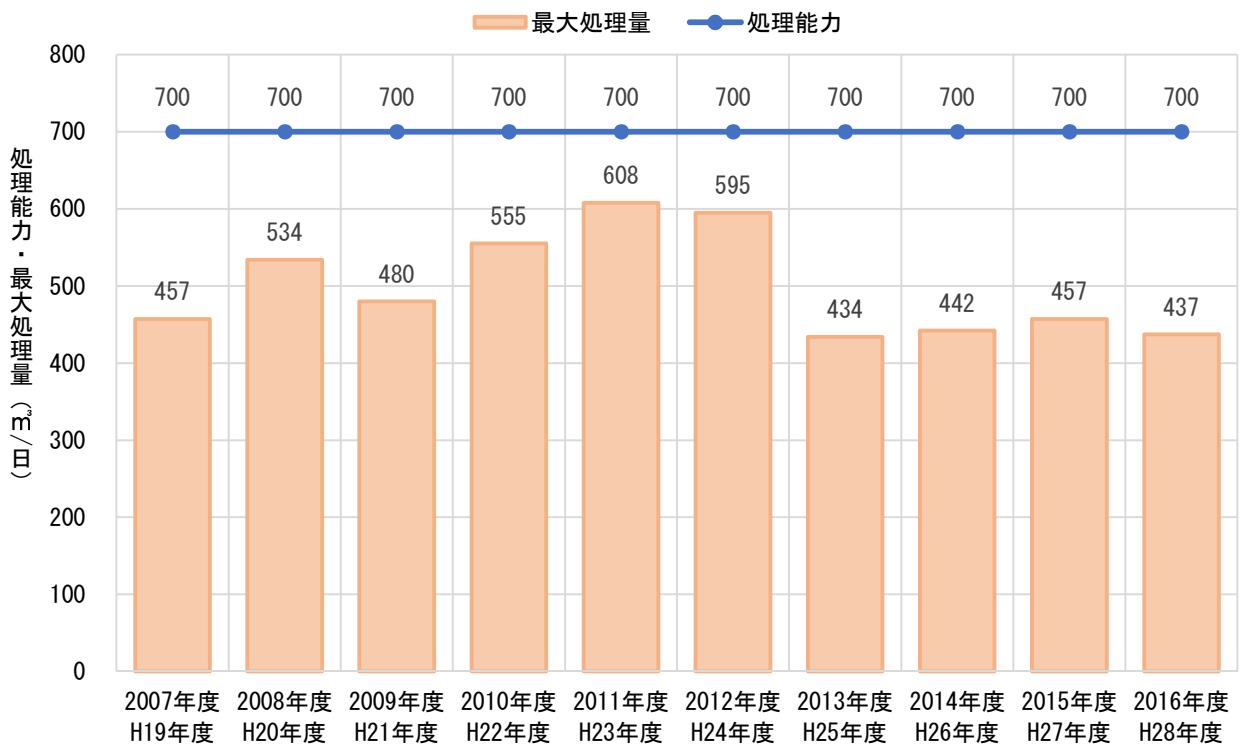


図-8 処理能力と最大処理量

## ⑥ 水洗化率について

川上村特定環境保全公共下水道事業の水洗化率は以下のとおりです（図-9）。近年、通増傾向ですが、類似規模団体の平均値より低い水準です。水洗化率は地域の水質保全や使用料収入確保の観点からは高いことが理想です。費用対効果を勘案の上、水洗化率の向上に向けた取り組みが必要です。

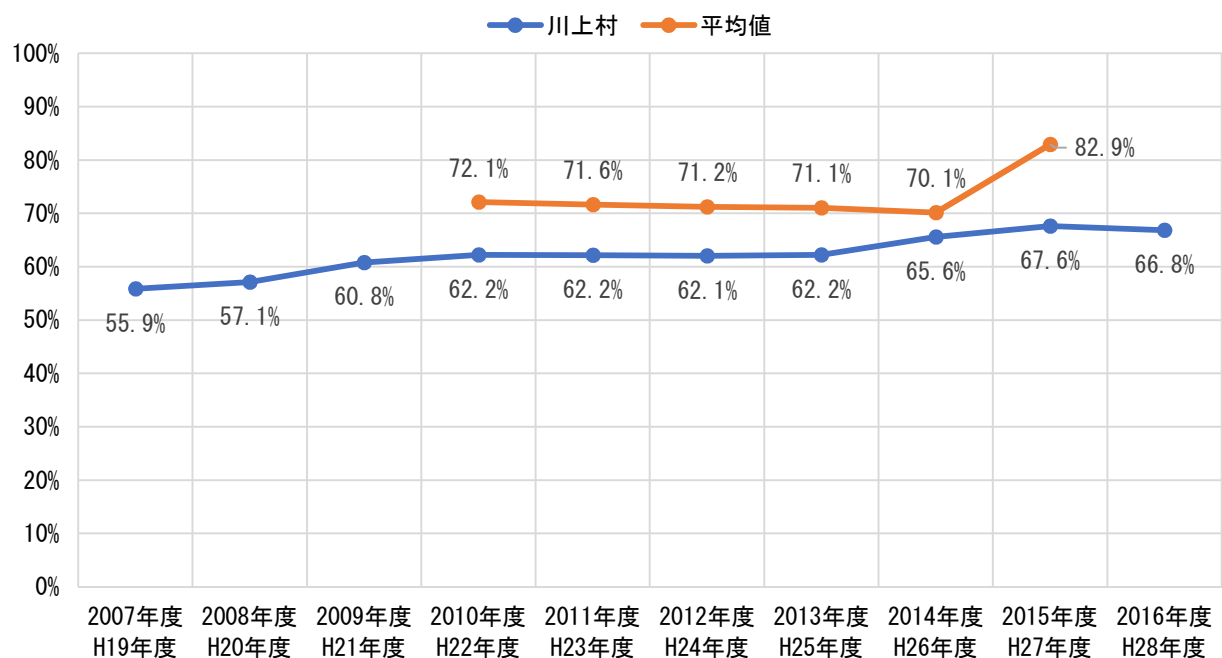


図-9 水洗化率

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

川上村人口ビジョンの人口推計を参考に処理区域内人口の変動を予測しています（図-10）。

川上村の行政区域内人口は、平成 28 年度末現在で 4,067 人です。川上村人口ビジョンでは、2022 年度（平成 34 年度）に 3,707 人、2027 年度（平成 39 年度）では 3,486 人と推計しています。

処理区域内人口も、人口ビジョンによる人口の減少率と同率で減少すると想定しています。

2023 年度（平成 35 年度）に区域内人口が増加していますが、これは現在農業集落排水事業の処理区域である大深山処理区を特定環境保全公共下水道へ統合することを予定しているためです。

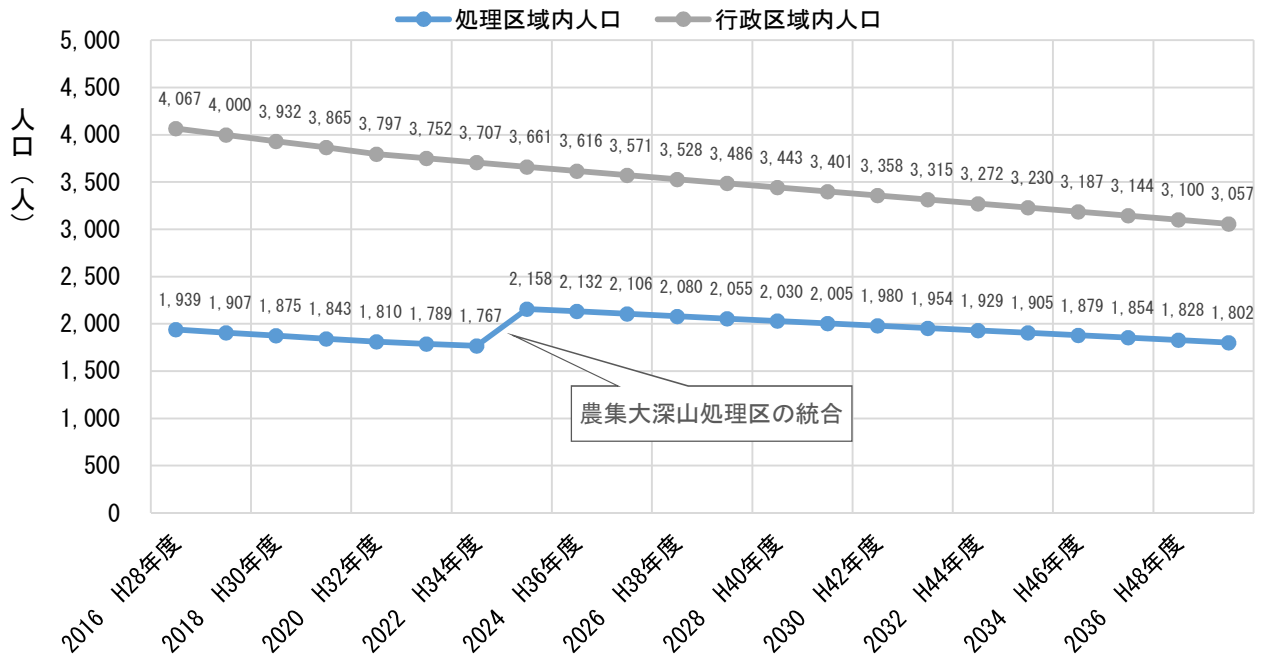


図-10 人口推計

## (2) 汚水処理需要の予測

過去の推移をみると、水洗化率と有収水量の間には相関関係があることが確認できます。そのため、有収水量の推計にあたっては、処理区域内人口の推計をもとに水洗化率、水洗便所設置済み人口1人あたり有収水量などを使用して推計しました（図-11）。

人口は逓減するものの、水洗化率については逓増する傾向と推計しています。

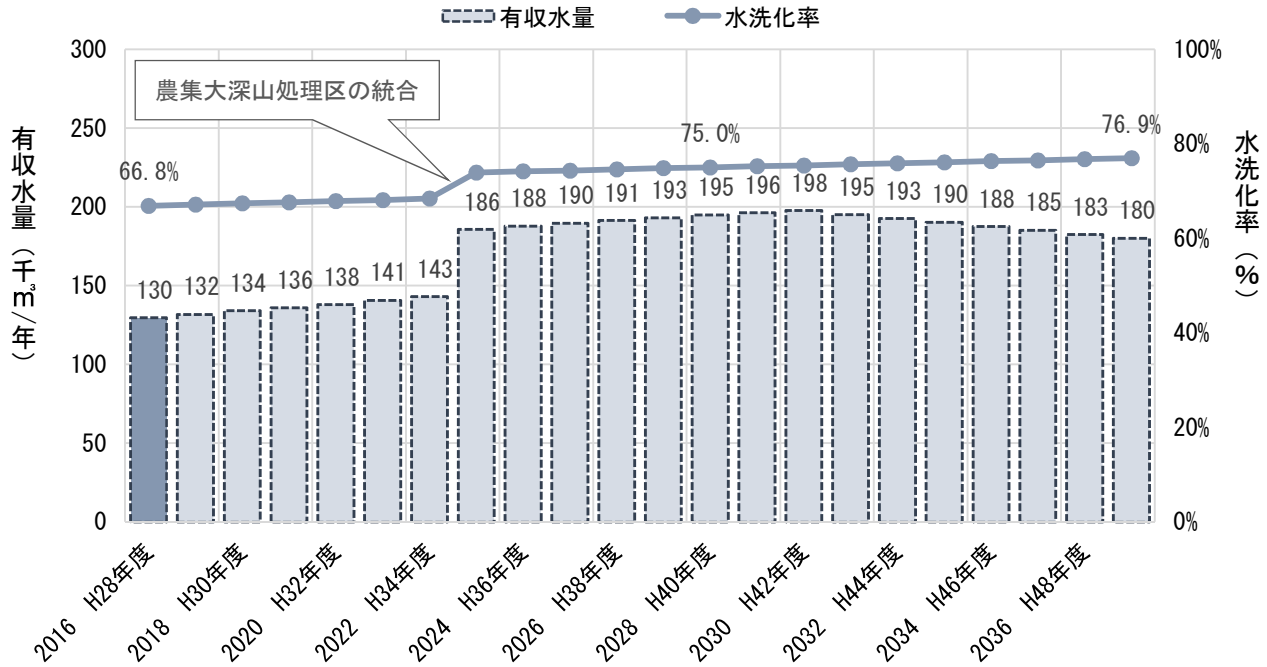


図-11 水洗化率と有収水量

## (3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、料金改定が無い限りは有収水量に比例します。

そのため、使用料収入の予測は、有収水量の予測をベースに有収水量あたりの平均使用料収入額等を加味して予測しています（図-12）。

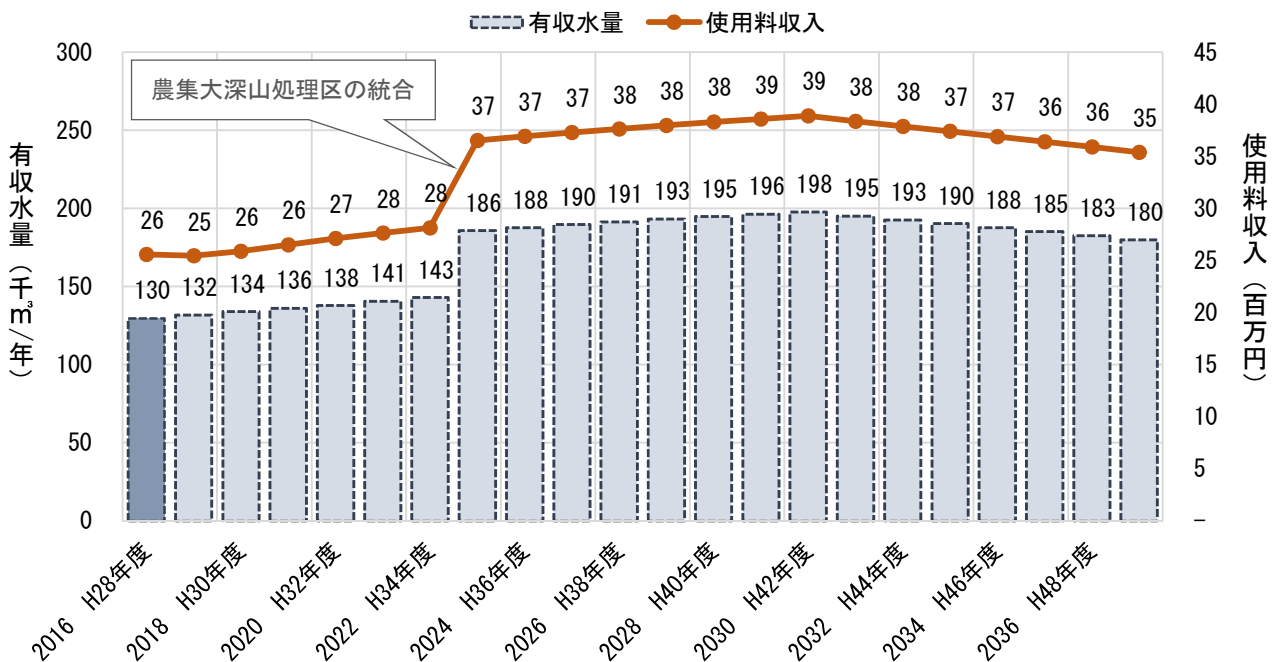


図-12 有収水量と使用料収入

#### (4) 施設の見通し

川上村特定環境保全公共下水道事業は、平成6年度に事業着手し、平成12年4月に供用開始しました。この6年間の総事業費は3,697百万円となっています。

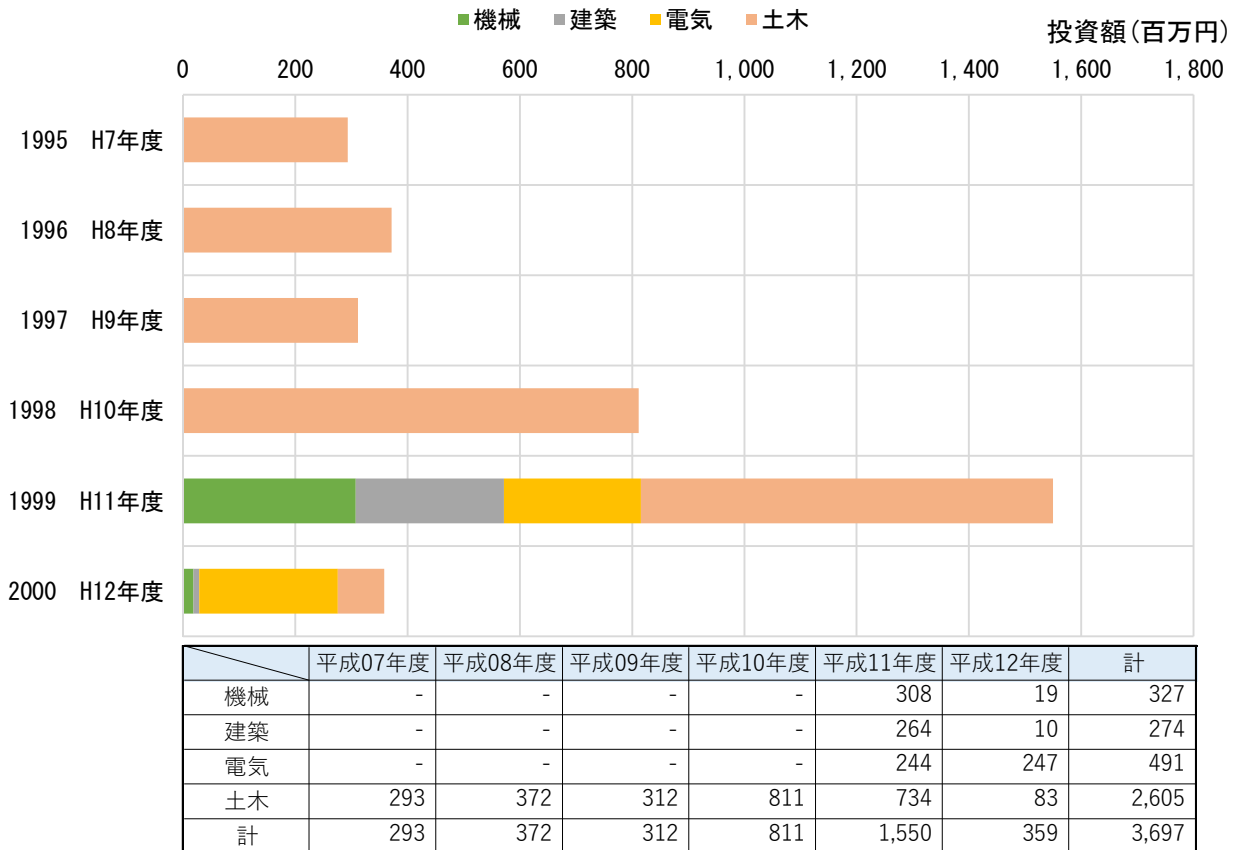


図-13 年度別投資額

施設の更新需要は、法定耐用年数で更新する場合は図-14(1)のように、また、法定耐用年数の1.5倍で更新する場合は図-14(2)のようになります。

更新需要には、農業集落排水事業大深山処理区の特別環境保全公共下水道事業への統合のための投資約289百万円を含んでおり、更新需要は、法定耐用年数での更新、法定耐用年数の1.5倍での更新ともに800百万円余となっています。下水道事業の供用開始が平成12年度と新しいことに加え、農業集落排水事業との統合に伴う投資との重複を避けることから、法定耐用年数の1.5倍で施設設備の更新を行うこととします。その場合、更新需要が発生するのは、電気機械設備が更新期を迎える2028年度(平成40年度)以降となります。

この時期には、農業集落排水事業についても更新需要を迎えることから長期的な視点で財源を確保しつつ、更新投資額を平準化する対策が必要となります。

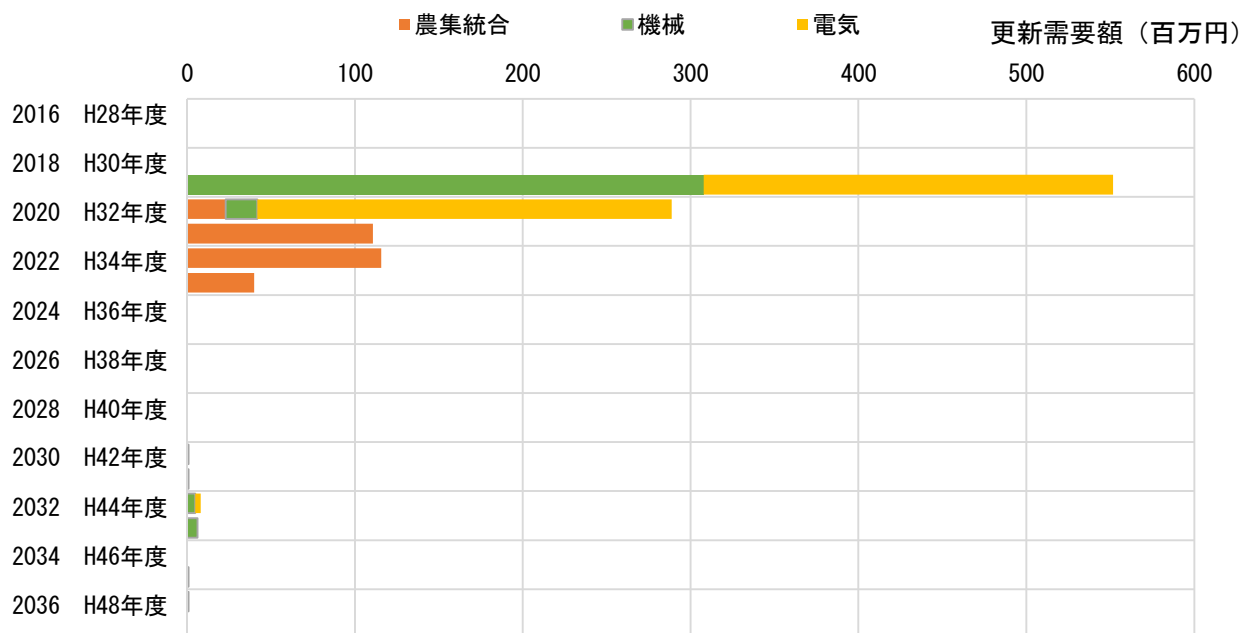


図-14(1) 施設設備更新需要額  
(法定耐用年数で更新の場合)

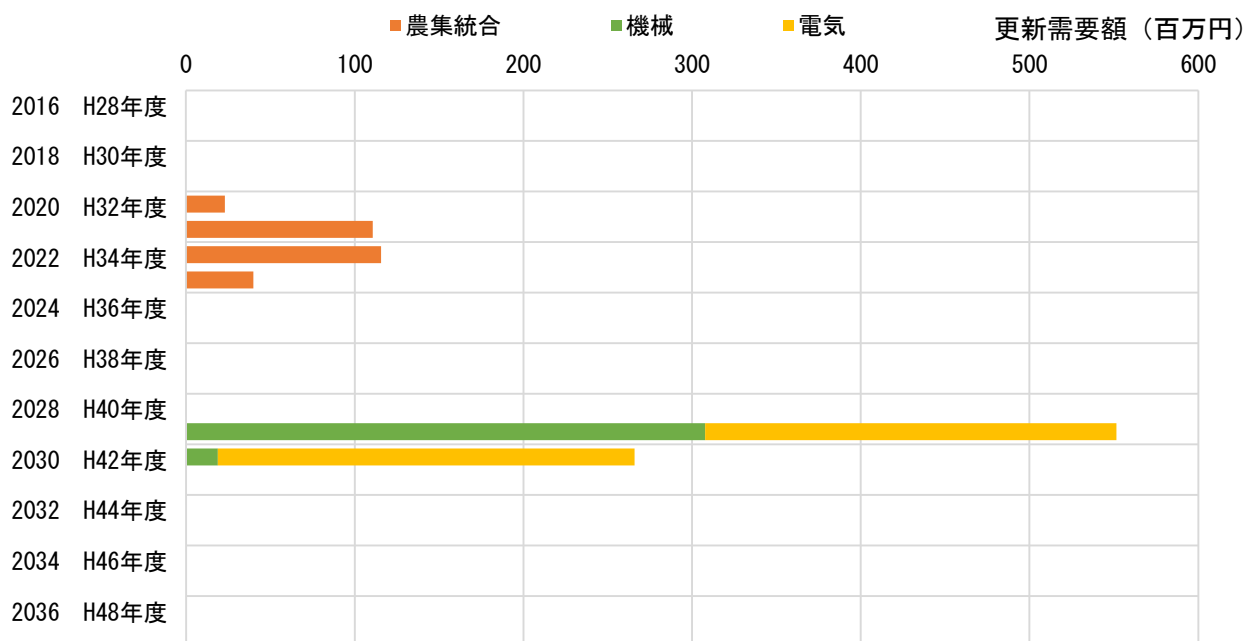


図-14(2) 施設設備更新需要額  
(法定耐用年数の1.5倍で更新の場合)

## (5) 組織の見直し

現在、職員はすべて水道事業も兼務をしており、実質的に上下水道を一体として運営することで間接業務経費を削減しています。

また、施設運転維持管理業務の民間委託などにより効率的な運営を行ってまいりました。

今後も委託している業務の効果の確認、委託余地の検討、施設の統廃合予定等から人員の最適化を検討し、民間委託の範囲や可能性について検討していきます。

## 3. 経営の基本方針

### (1) 基本方針

河川等の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに向け、整備した公共下水道施設の長寿命化及び未接続世帯の接続促進に努めます。

#### ① 未普及地域への取組

既存の集落等、家屋密集地域については整備が完了し、整備済区域内における現在の水洗化率は67%です。引き続き水洗化率の向上に努めます。

#### ② 地震対策への取組

重要な幹線や処理場施設の耐震診断を行い、想定される被害への対策・対応について検討します。施設の耐震診断等の結果を踏まえ、改築更新計画との整合を図りながら、必要な耐震化を進めます。

### (2) 効率化・経営健全化のための取り組み方針

#### ① 維持管理の合理化

大深山処理区(農業集落排水事業)の特定環境保全公共下水道事業への統合計画など、引き続き、維持管理コストの削減を行い合理化に努めます。

#### ② 間接業務の合理化

料金の収納業務は、上下水道を統合して行うなどこれまでも間接業務の合理化には取り組んでまいりましたが、引き続き合理化の余地が無いか検討してまいります。

#### ③ 収納対策

特定環境保全公共下水道事業は、受益者負担の原則に基づき、使用料を徴収し、この収入をもって維持管理費や資本費をまかなう独立採算制を原則とする事業です。

使用料の未納が発生すると、事業運営のために必要な収入が確保できず、安定的なサービスの提供やインフラの維持が困難になるおそれがあります。また、適正に納付いただいている利用者の皆様との間に不公平が生じてしまいます。

滞納の防止策として、納期限が経過した使用料については、速やかに「連絡」、「督促」、「訪問」、「納付相談」等により徴収を図ります。

#### ④ 料金水準の見直し

適正な料金水準について、定期的に検討を行い、必要に応じて料金体系の見直しを行います。

#### 4. 投資・財政計画（収支計画）

##### （1）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

##### （2）投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

農業集落排水事業大深山処理区の特別環境保全公共下水道事業への統合のための投資を下記のとおり計画しています。

（単位 千円）

	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	計
接続管路建設工事	9,000	35,700	35,700	-	80,400
浄化センター沈殿池等増設工事	14,000	75,000	75,000	-	164,000
大深山処理施設改築工事	-	-	5,000	40,000	45,000
計	23,000	110,700	115,700	40,000	289,400

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

計画期間の財源の見込は以下のとおりです。

（単位 千円）

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
収益的収入	117,774	118,315	118,856	119,419	120,380
料金収入	25,875	26,493	27,112	27,641	28,133
他会計繰入金	91,899	91,822	91,744	91,778	92,247
資本的収入	19,876	19,953	43,031	130,112	135,193
地方債	-	-	11,500	55,000	57,500
他会計補助金	19,876	19,953	20,031	20,112	20,193
国県補助金	-	-	11,500	55,000	57,500
	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)	2025年度 (平成37年度)	2026年度 (平成38年度)	2027年度 (平成39年度)
収益的収入	128,562	126,394	121,868	110,042	92,754
料金収入	36,517	36,913	37,289	37,611	37,965
他会計繰入金	92,046	89,481	84,579	72,431	54,788
資本的収入	59,277	18,362	18,449	26,689	31,919
地方債	20,000	-	-	-	-
他会計補助金	19,277	18,362	18,449	26,689	31,919
国県補助金	20,000	-	-	-	-

当面は、一般会計からの繰入金が主な収益源となります。財政状態及び経営状況、汚水処理原価などの把握に努め、利用者への情報開示を通して、独立採算の観点から適正な使用料水準を検討していきます。



ア 使用料収入

処理区域内人口推計や汚水処理水量の見込み等により試算した結果です。

計画期間内での使用料の改定は消費税の増税に伴うもの以外には織り込んでいません。消費税率の改正による影響は2019年度（平成31年度）以降に見込んでいます。

イ 他会計繰入・補助金

一般会計からの繰入金は、図-15 のとおり予定しています。

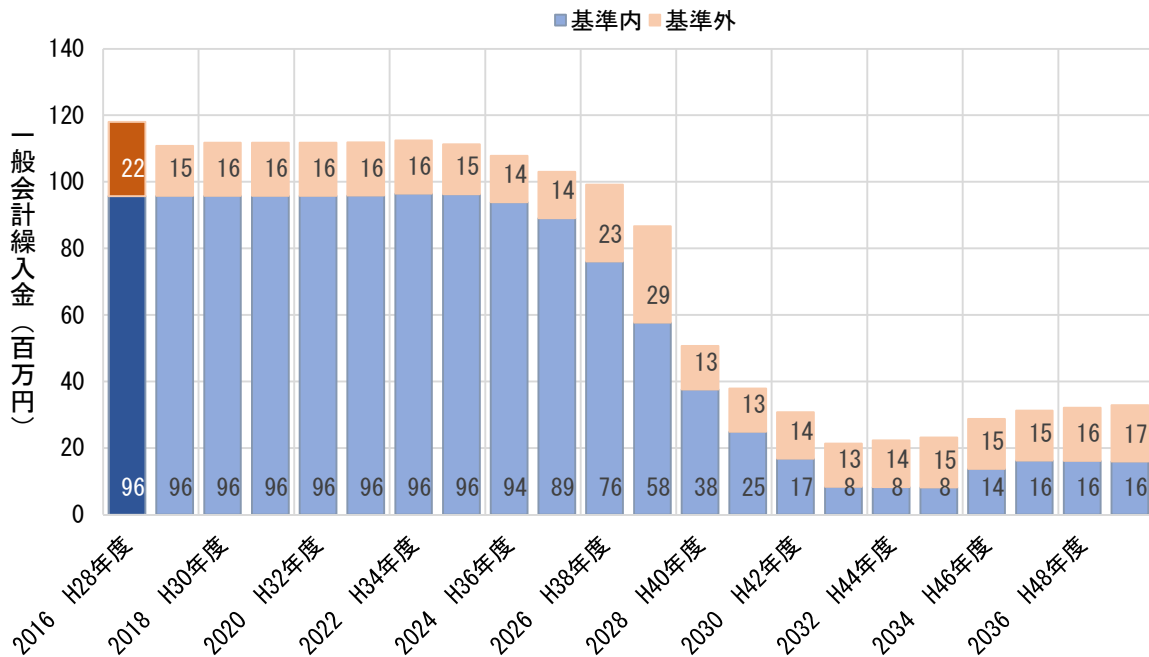


図-15 一般会計繰入金

ウ 地方債

使用料収入以外の財源としては、設備投資の財源として地方債を予定しています。償還方法は元利均等償還です。地方債残高は償還が進み、平成28年度で約926百万円のところ、2028年度（平成40年度）には約167百万円まで減少する見込みです（図-16）。

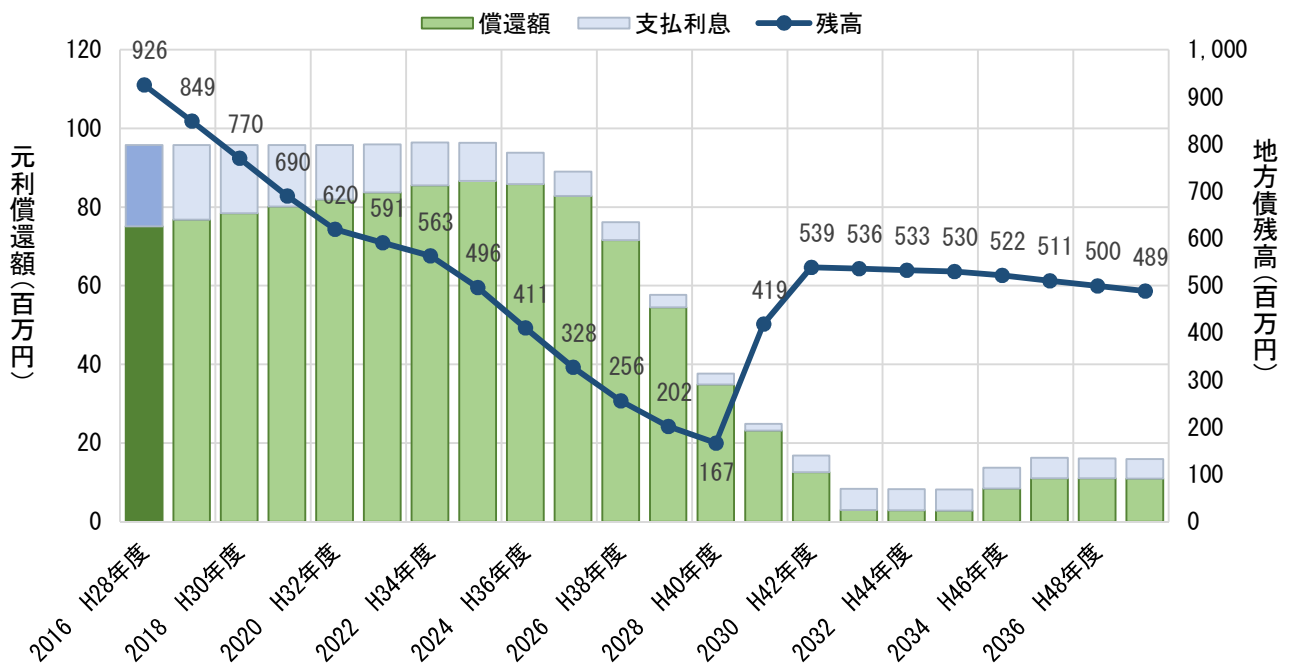


図-16 地方債償還金、支払利息及び残高

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

支払利息については、平成 28 年度までに借入れた企業債の支払利息を算出の上、2018 年度（平成 30 年度）以降の企業債借入による支払利息増加分を合算して算出しています。

計画期間の起債条件は下水道事業債を償還期間 40 年、元金償還据置期間 5 年、利率は 1.0%と仮定して試算しています。

その他の経費については、必要最低限の額として、平成 28 年度以前直近の実績を参考に同水準が続くと想定しました。

なお、将来の消費税増税については、2019 年度（平成 31 年度）から税率 10%で試算をしています。増税分は使用料に転嫁することを想定しています。

## (3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

### ① 今後の投資計画についての考え方・検討状況

施設設備については、前述のとおり、下水道事業の供用開始が平成 12 年度と新しいことから、法定耐用年数の 1.5 倍で施設設備の更新を計画した場合、電気機械設備が更新期を迎える 2029 年度（平成 41 年度）以降となります。また、法定耐用年数の長い管渠については、2059 年度（平成 61 年度）以降、更新需要が到来し始めることとなります。人口減少に伴い有収水量の通減が予測される中、長期的な視点で財源を確保しつつ、更新投資額を平準化する対策が必要となります。

### ② 災害対応への取り組み

重要な幹線の耐震診断を実施し、耐震診断結果等から想定される被害への対策・対応について検討を行うとともに、改築更新計画との整合を図りながら、必要な耐震化を進めます。

### ③ 更新工事の合理化

道路改良事業、簡易水道事業等他工事との連携強化や同時・一括施工、新システムの採用等により工事費の抑制に努めます。

また、施設の更新時には、他の団体との共同処理の可能性も検討し、また更新する施設の処理能力についても将来の需要動向も踏まえて検討し、過剰な設備投資とならないように努めます。

### ④ 財源についての検討

使用料収入については、長期的には人口減少の影響を受けるものと予測されます。

使用料の適正な水準について定期的に検討を行い、必要に応じて料金改定を行い健全な経営に努めます。

また、現在発生している未収金については、引き続き督促状の発送や催告書の発送、電話での催促や戸別訪問等によってその解消に努めます。

### ⑤ 水洗化率の向上

水洗化率の向上のため、未水洗家屋の実態把握調査や訪問指導などの手段により、処理区域内での早期水洗化の推進に努めます。

### ⑥ 投資以外の経費の検討

#### ア 上下水道事業の包括的な検討

簡易水道事業、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業の 3 事業は、非常に関連の深い事業です。3 事業を包括的に運営することで効率的な経営ができないか検討を進めます。

当面は、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業の処理場の一括管理を検討します。

イ 民間委託の検討

川上村では、施設運転維持管理の業務の民間委託を行っています。

今後も、民間活力・ノウハウを活かし、効率的な経営の実現につなげていきます。なお、この検討にあたっては、コストメリットや業務負荷削減効果等を比較考慮するとともに、委託料全体の抑制も意識して検討を進めます。

ウ 人員数の検討

人員数については、既に削減してきておりこれ以上削減すると事業の継続が困難な状況です。

エ 経営基盤の向上対策

決算状況の公開や分析により、経営状況の的確な把握を行い、適正な収支バランスの確保に努めます。

## 5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、4年に一度を目安として見直し（ローリング）を行います。

見直しにおいては、投資・財政計画と実績との乖離やその原因に対する分析を行い、その結果を反映していくこととします。

以上

【特別環境保全公共下水道事業】

投資・財政計画（収支計画）

（単位 千円、％）

年 度		No.	前々年度 (平成27年度)	前年度 (平成28年度)	本年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)	2025年度 (平成37年度)	2026年度 (平成38年度)	2027年度 (平成39年度)
収 益 的 収 入	1 総収益 (A)	1	132,461	139,891	117,409	117,774	118,315	118,856	119,419	120,380	128,562	126,394	121,868	110,042	92,754
	(1) 営業収益 (B)	2	25,230	25,558	25,434	25,875	26,493	27,112	27,641	28,133	36,517	36,913	37,289	37,611	37,965
	ア 料金収入	3	25,230	25,558	25,434	25,875	26,493	27,112	27,641	28,133	36,517	36,913	37,289	37,611	37,965
	イ 受託工事収益 (C)	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ウ その他	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 営業外収益	6	107,231	114,333	91,975	91,899	91,822	91,744	91,778	92,247	92,046	89,481	84,579	84,579	72,431
	ア 他会計繰入金	7	106,587	114,313	91,975	91,899	91,822	91,744	91,778	92,247	92,046	89,481	84,579	84,579	72,431
	イ その他	8	644	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 総費用 (D)	9	63,177	60,782	60,837	59,237	58,073	56,880	55,288	54,276	60,843	59,255	57,530	64,852	69,697
	(1) 営業費用	10	39,833	38,957	40,707	40,756	41,137	41,521	41,571	41,809	49,206	49,257	49,309	58,253	64,388
	ア 職員給与費	11	4,802	4,785	4,833	4,881	4,930	4,979	5,029	5,079	5,130	5,181	5,233	5,286	5,338
	うち退職手当	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	イ その他	13	35,031	34,172	35,875	35,875	36,207	36,542	36,542	36,730	44,076	44,076	44,076	52,968	59,050
	(2) 営業外費用	26	23,344	21,825	20,129	18,481	16,936	15,358	13,717	12,467	11,637	9,998	8,221	6,599	5,309
ア 支払利息	27	22,223	20,629	18,999	17,331	15,625	13,879	12,209	10,932	9,645	7,984	6,187	4,547	3,238	
うち一時借入金利息	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
イ その他	29	1,121	1,196	1,130	1,150	1,311	1,479	1,508	1,535	1,992	2,013	2,034	2,052	2,071	
3 収支差引 (A)-(D) (E)	30	69,284	79,109	56,572	58,537	60,242	61,976	64,131	66,104	67,720	67,140	64,338	45,190	23,057	
資 本 的 収 入	1 資本的収入 (F)	31	3,699	5,100	18,800	19,876	19,953	43,031	130,112	135,193	59,277	18,362	18,449	26,689	31,919
	(1) 地方債	32	-	-	-	-	-	11,500	55,000	57,500	20,000	-	-	-	
	うち資本費平準化債	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2) 他会計補助金	34	3,653	3,725	18,800	19,876	19,953	20,031	20,112	20,193	19,277	18,362	18,449	26,689	
	(3) 他会計借入金	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(4) 固定資産売却代金	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(5) 国（都道府県）補助金	37	-	-	-	-	-	11,500	55,000	57,500	20,000	-	-	-	
	(6) 工事負担金	38	37	1,367	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(7) その他	39	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2 資本的支出 (G)	40	73,560	84,100	76,776	78,444	80,150	104,895	194,381	201,208	126,677	85,859	82,841	71,572	54,469
	(1) 建設改良費	41	-	1,387	-	-	-	23,000	110,700	115,700	40,000	-	-	-	
	うち職員給与費	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2) 地方債償還金 (H)	43	73,552	75,145	76,776	78,444	80,150	81,895	83,681	85,508	86,677	85,859	82,841	71,572	54,469
	(3) 他会計長期借入金返還金	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(4) 他会計への繰出金	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(5) その他	46	8	7,568	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3 収支差引 (F)-(G) (I)	47	△69,861	△79,000	△57,976	△58,569	△60,197	△61,864	△64,269	△66,014	△67,400	△67,497	△64,392	△44,883	△22,550	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	48	△577	109	△1,404	△31	45	112	△138	90	319	△357	△54	307	506	
積 立 金 (K)	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
前年度からの繰越金 (L)	50	2,052	1,475	1,584	180	148	193	305	167	257	577	220	166	473	
前年度繰上充用金 (M)	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	52	1,475	1,584	180	149	193	305	167	257	576	220	166	473	979	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
実質収支 (N)-(O) 黒字 (P)	54	1,475	1,584	180	149	193	305	167	257	576	220	166	473	979	
赤字 (Q)	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	55	97	103	85	86	86	86	86	86	86	87	87	87	81	75
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (S)	57	25,230	25,558	25,434	25,875	26,493	27,112	27,641	28,133	36,517	36,913	37,289	37,611	37,965	
地方財政法による ((R)/(S)×100) (T)	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第16条により算定した (U)	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行規則第6条に規定する (V)	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第17条により算定した (W)	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法第22条により算定した ((T)/(V)×100) (X)	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他会計借入金残高 (Y)	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方債残高 (Z)	64	1,000,651	925,506	848,730	770,286	690,136	619,740	591,059	563,052	496,375	410,516	327,675	256,103	201,634	

○ 他会計繰入金

（単位 千円）

年 度		No.	前々年度 (平成27年度)	前年度 (平成28年度)	本年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)	2025年度 (平成37年度)	2026年度 (平成38年度)	2027年度 (平成39年度)
収 益 的 収 支 分	65	106,587	114,313	91,975	91,899	91,822	91,744	91,778	92,247	92,046	89,481	84,579	84,579	72,431	54,788
うち基準内繰入金	66	92,122	92,049	91,975	91,899	91,822	91,744	91,778	92,247	92,046	89,481	84,579	84,579	72,431	54,788
うち基準外繰入金	67	14,465	22,264	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資 本 的 収 支 分	68	3,653	3,725	18,800	19,876	19,953	20,031	20,112	20,193	19,277	18,362	18,449	26,689	31,919	
うち基準内繰入金	69	3,653	3,725	3,800	3,876	3,953	4,031	4,112	4,193	4,277	4,362	4,449	3,689	2,919	
うち基準外繰入金	70	-	-	15,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	15,000	14,000	14,000	23,000	29,000	
合計	71	110,240	118,038	110,775	111,775	111,775	111,775	111,890	112,440	111,322	107,843	103,028	99,119	86,707	

# 経営比較分析表

長野県 川上村

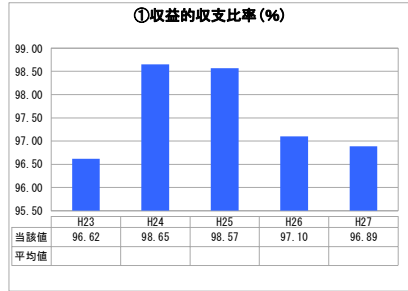
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	48.47	96.88	2,808

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
4,103	209.61	19.57
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,967	0.65	3,026.15

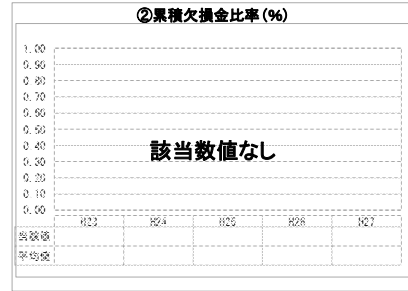
**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

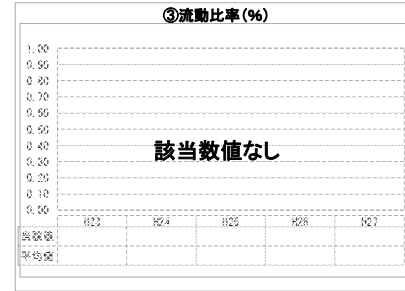
## 1. 経営の健全性・効率性



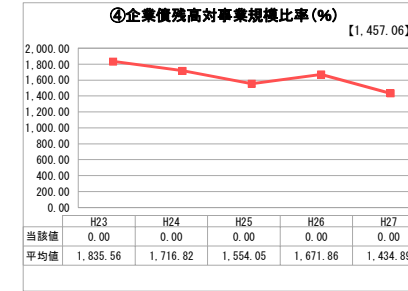
「単年度の収支」



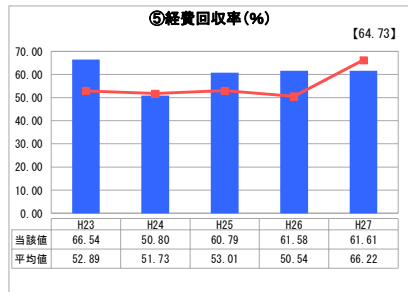
「累積欠損」



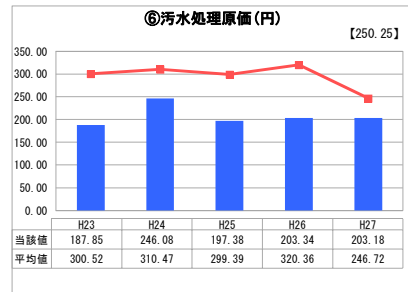
「支払能力」



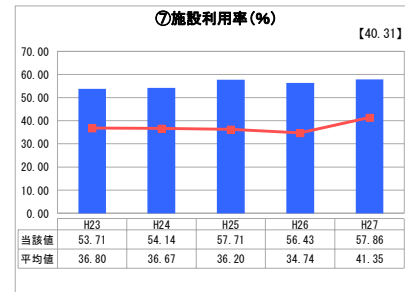
「債務残高」



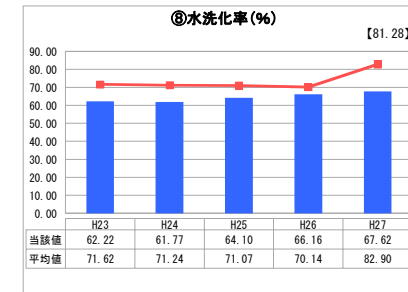
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

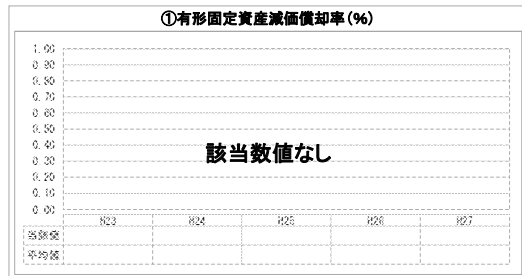


「施設の効率性」

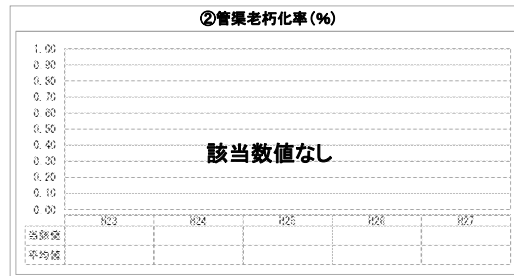


「使用料対象の捕捉」

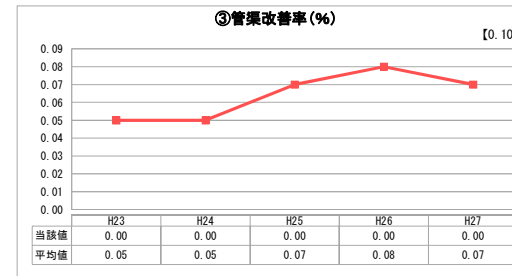
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

一般会計繰入金が総収入の80.2%を占めており、料金収入では施設管理費も賄えない状況である。現在の下水道使用料の5~6倍に値上げしないと使用料収入では事業が運営出来ないが、水洗化率が低迷している状態での下水道料金の値上げも難しい状態にある。下水道事業開始以前は合併浄化槽の普及を進めていたため、現在も水洗化率が低迷している。啓発活動を強化して水洗化率の向上に努め、施設の有効利用をしていく。

### 2. 老朽化の状況について

供用開始以来15年が経過し今後処理施設、マンホールポンプ場の機器更新及び修繕が増加してくる。

### 全体総括

今後も一般会計繰入金を充当する経営が続くが、整備は100%終了しているため、今後増加する維持管理費を補うために水洗化率の向上に努め料金収入の増加に努めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 用語解説

用語	説明
一般会計	一会計年度（4月1日から翌年3月末日まで）における地方公共団体の現金収入と現金支出（歳入・歳出）の出納を一般的に経理する会計のうち、行政運営における基本的な経費を中心に計上し、経理する会計のこと。
一般会計繰入金	特定環境保全公共下水道事業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰入基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性などから独自に繰入する基準外繰入金がある。
汚水処理原価	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分除く）}}{\text{年間有収水量}} \text{ [円/m}^3\text{]}$ 有収水量1 m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。
簡易水道事業	計画給水人口が5,000人以下の水道事業の用に供する水道のこと。
管渠	下水を収集し排除するための施設。鉄筋コンクリート管や硬質塩化ビニル管等がある。
管渠更新率	$\frac{\text{（改善（更新・改良・維持）管渠延長）}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$ 当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標。管渠の更新ペースや状況を把握できる。
行政区域内人口	行政を行う上での地域の区分内での住民基本台帳に基づく人口。
経営戦略	各特定環境保全公共下水道事業者が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のこと。施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を主な構成要素とする。
経費回収率	$\frac{\text{（下水道使用料）}}{\text{汚水処理量（公費負担分除く）}} \times 100$ 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
下水道普及率	$\frac{\text{（処理区域内人口）}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$ 区域内人口に対する下水道が使用可能な人口の割合のこと。下水道普及状況を示す。
下水道汚泥	下水処理場において、汚水処理の過程にて発生する泥状の物質。脱水することで、脱水汚泥や脱水ケーキとも呼ばれる。

用語	説明
下水道資源	下水道の処理水や汚泥に含まれているエネルギー資源として有効利用できるもの。
公共下水道	主として市街地における家庭や工場等からの下水を排除し、処理するために市町村が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの。
施設利用率	$\text{（晴天時一日平均処理水量} \div \text{晴天時現在処理能力）} \times 100$ 施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合のこと。施設の利用状況や適正規模を判断する指標。
資本的収支	事業の将来の経営活動に備えて行う建設改良および建設改良に係る地方債償還金などの支出とその財源となる収入のこと。
資本費	特定環境保全公共下水道事業の施設（処理場や下水道管）を建設するときに借り入れた地方債の元利償還金
収益的収支	特定環境保全公共下水道事業の営業活動に伴って発生する収入と支出のこと。
収益的収支比率	$\text{総収益} \div \text{（総費用} + \text{地方債償還金）} \times 100$ 料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。
受益者負担金	下水道管が接続され下水道が利用可能となった地域の土地所有者が、下水道工事費の一部として負担する費用のこと。
収納率	下水道使用料の調定額に対し、実際に収納された金額の割合のこと。
浄水場	浄水処理に必要な設備がある施設のこと。原水の水質により浄水方法は異なる。
使用料単価	$\text{下水道使用料} \div \text{年間総有収水量} \text{ [円/} \text{m}^3 \text{]}$ 使用料の対象水量 1 m <sup>3</sup> あたりの使用料収入で、使用料の料金水準を示す。
処理区域内人口	特定環境保全公共下水道事業の計画区域内の人口。計画区域が複数の処理区によって構成されている場合もあり、処理区別の人口を示す。
水洗化率	$\text{（現在水洗便所設置済人口} \div \text{現在処理区域内人口）} \times 100$ 特定環境保全公共下水道事業により下水道を整備した区域において、水洗便所等の設置により下水道を利用している人口の割合を表した指標。

用語	説明
耐震化、地震対策	地震などの自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性、重要施設等への給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる体制を確保すること。また、施設の耐震性能を確保する対策のこと。
耐震化率・耐震適合率	耐震化率とは、対象施設全体に対して、十分な耐震性を有する施設が、どの程度あるのかを示す割合のこと。 耐震適合率とは、管渠の総延長に対して、耐震適合性のある管路の延長が、どの程度あるのかを示す割合のこと。
耐用年数	減価償却資産が利用に耐える年数のこと。
ダウンサイジング	需要の減少や技術進歩に伴い、施設更新等の際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。
地方債	事業資金に充てるために国等から調達する長期の借入金のこと。施設・管路等の建設・改良やその他の事業資金の財源となる。
地方債残高対事業規模比率	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$ <p>料金収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標。</p>
長寿命化計画	事故の防止とライフサイクルコスト（設置、維持管理、更新、長寿命化対策、処分などにかかる費用の総計）の最小化を考慮した計画的な工事を実施するため策定する行動計画のこと。
特定環境保全公共下水道事業	自然環境の健全又は農山漁村における水質保全に資する公共下水道事業。対象人口は、1,000人～10,000人とされている。
農業集落排水事業	農業振興地域内の農業集落を対象とした農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とした事業。受益戸数が、概ね20戸以上、1,000戸以下とされている。
バイオマス	生物由来の再生可能な有機性資源のことで、化石資源は除く。下水道では、消化ガスや汚泥等が該当する。
不明水	下水道管渠には、地下水や雨水等の排水以外のものが入ってくる。これらの侵入水のことのこと。
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のこと。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。
有収水量	下水道使用料の対象となった水量のこと。



用語	説明
有 収 水 量	使用料徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量のこと。
有 収 率	$(\text{年間総有収水量} \div \text{年間総配水量}) \times 100$ ----- 施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。
流 域 下 水 道	行政区域にとらわれることなく、一つの河川・湖沼などの区域にある二つ以上の市町村の公共下水道から流れてくる下水を広域的に集めて、終末処理場で浄化し、公共用水域に放流する大規模な下水道のこと。
使用料回収率	$(\text{使用料単価} \div \text{給水原価}) \times 100$ ----- 汚水処理に係る費用が、どの程度使用料収入で賄えているかを表した指標。料金水準等を評価することが可能である。
使用料単価	$\text{使用料収入} \div \text{年間有収水量} [\text{円}/\text{m}^3]$ ----- 下水道使用料の対象となった水 1 m <sup>3</sup> あたりで得られた収入。下水道使用料の水準を示す指標。
類 似 規 模 団 体 平 均	下水処理形態、公営企業法の適用状況、現在処理区域内人口で区分された類似団体の平均値のこと。
P F I	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であり、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式の事業形態のこと。
P P P	パブリック・プライベート・パートナーシップの略であり、官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民協力の形態のこと。 P F I との違いは、P F I は公共が基本的な企画計画を作成するが、P P P では企画計画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法となっている。